

PCR検査の拡充に財政支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大が続くなか、国においては、感染拡大防止と社会経済活動との両立を図るため、感染拡大予防ガイドラインを作成し、「新しい生活様式」の実践をよびかけ、これらの取組が着実に実施されることによって、社会全体での感染リスクはかなり下がることが期待されております。今後における季節性インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える者が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、8月28日には新型コロナウイルス感染症対策本部が、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組を決定しました。

感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し、検査体制の抜本的な拡充、医療提供体制の確保、治療薬・ワクチンの確保、保健所体制の整備等の方針が出されました。これらの取組を実施することにより、感染拡大防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつけることとされております。

益々検査体制等の拡充が期待されるところでありますが、地方自治体等で検査を実施する場合、設置運営費用や医療スタッフの確保などの財政支援が必要になることから、国はPCR検査の更なる拡充に取組むとともに、地方自治体等に十分な財政支援を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

奈良県生駒郡平群町議会

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	菅	義偉	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
厚生労働大臣	田村	憲久	殿
内閣官房長官	加藤	勝信	殿